

医療費の負担が高額になりそうだ

(70歳未満の場合)

【質問】

病気で1カ月近く入院していましたが月末には退院予定です。入院中は、様々な検査や手術、1人部屋を希望したこと等で高額な請求が来ると思います。現在、仕事も休職しており、収入が途絶えているためとても不安です。

【答え】

健康保険の「高額療養費制度」があります。支給要件は以下のとおりです。

- ① 同一医療機関や薬局で同一月に1人の支払った額が上限額(※1)を超えた場合に、超えた金額が支給されます。
- ② 同一世帯で同一月に21,000円以上支払った人が2人以上いるときは、それらを合算(1人が2つ以上の医療機関で支払った場合も同様)できます。
- ③ 療養があった月以前12か月以内に既に3回以上高額療養費が支給されているときは、4回目以降は下表の多数回該当額を超えた分が支給されます(※2)。

毎月の上限額は、所得によって異なります。

適用区分	ひと月の上限額(※1)	多数回該当(※2)
年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
～年収約370万円	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

※70歳以上の場合は、上限額がさらに軽減されます。

(例)年収約370～約770万円の方で医療費が100万円かった場合

窓口での負担は3割なので30万円ですが、上限額を計算すると下記のとおりとなります。

$$80,100円+(100万円-267,000円)×1%=87,430円…実際の自己負担額$$

※既に30万円を支払っている場合には、申請すれば、差額(212,570円)が高額療養費として支給されます。(診療月から少なくとも3か月程度のちに支給されます。)

ただし、差額ベッド代や食事代等は高額療養費の支給対象にはなりませんので、ご自身の医療費のどこまでが対象になるのか、また申請方法等について、ご加入の公的医療保険(協会けんぽや健康保険組合など)にご相談下さい。

入院などで医療費が高額になりそうなときは、あらかじめ協会けんぽなどに「限度額適用認定証」を交付してもらい病院の窓口で提示しておく、窓口での支払いが上限額までとなるので、多額の支払いや、払い戻し申請をする必要がありません。

また、高額療養費が支給されるまでの数か月間、高額療養費の見込み額の8割を無利子で貸付してくれる「高額医療費貸付制度」もありますので、併せてご相談下さい。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 収入によって、自己負担の上限額が決まっています。
- ❖ 高額療養費の支給対象とならないものもありますので、詳細はご加入の公的医療保険にご相談下さい。